	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.08ppm
	その他の家きんの脂肪	0.08ppm
	鶏の肝臓	0.03ppm
	その他の家きんの肝臓	0.03ppm
	鶏の腎臓	0.03ppm
	その他の家きんの腎臓	0.03ppm
	鶏の食用部分	0.03ppm
	その他の家きんの食用部分	0.03ppm
	鶏の卵	0.03ppm
	その他の家きんの卵	0.03ppm
（略）		

⑵～⑻　（略）

8　（略）

9　（略）

食品（6の⑴の表の第2欄及び7の⑴の表の第2欄に掲げる食品を除く。）に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
（略）		
（削る）		

第1欄	第2欄	第3欄
（略）		
クレトジム	大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	0.5ppm
	大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	1ppm
	ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.1ppm
	綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	0.5ppm
	綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.5ppm